LEXUS Electrified Program（LEP）利用規約

LEXUS Electrified Program（LEP）利用規約（以下「本規約」といいます。）は、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が運営・提供するサービスプログラム「LEXUS Electrified Program（LEP）」（以下「本プログラム」といいます。なお、本プログラムのうち一部プログラムはトヨタコネクティッドが共同運営又は運営・提供します。）の利用条件を定めるものです。お客様は、本規約に同意の上、本プログラムをご利用になるものとします。

第1条　（本規約の適用）

1. 本プログラムは、レクサス販売店で対象車両を新車又は CPO で購入又はリース契約されたお客様がご利用いただけるサービスです。各サービスの概要及び利用条件は第 3 条第 2 項乃至第 8 項に規定します。
2. 本規約は、本プログラムをご利用になるお客様（以下「利用者」といいます。）と当社及びトヨタコネクティッドとの関係一切に適用されます。
3. 本プログラムのうち、My LEXUS（アプリ）をリンク元として提供するサービス（レクサス充電ステーション予約、レクサスエクスペリエンス及びルート検索）をご利用いただく場合、My LEXUS（アプリ）利用規約（以下「My LEXUS 規約」といいます。）が適用されるものとし、本規約に定めのない事項は、本規約と抵触しない限りにおいて、My LEXUS 規約の定めるところに従うものとし、本規約の定めが、My LEXUS 規約の定めと異なる場合には、本規約の定めが優先されるものとします。
   ※My LEXUS（アプリ）利用規約（https://id.toyota/serviceTerms/content?client_id=mylexus）
4. 当社は、本プログラム又は本プログラム上で提供される各種サービス・コンテンツの利用条件や利用上の注意事項等を定めた規約（以下「特約」といいます。）を別途定めることができるものとします。利用者は、本規約に加えて特約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます。）の定めも遵守するものとします。

第2条　（定義）

1. 「LEP 対象者」とは、レクサス販売店で対象車両を新車又は CPO で購入又はリース契約された方をいいます。なお、当該車両を所有しないこととなった場合又は当該車両のリース期間が終了した場合、LEP 対象者の資格を失うものとします。
2. 「U-Car」とは、レクサスブランドの車両のうち、新車以外の車両をいいます。
3. 「CPO」とは、U-Car のうち、レクサス認定中古車をいいます。
4. 「対象車両」とは、レクサスブランド BEV の RZ 及び UX300e をいいます。
5. 「BEV」とは、電気自動車（Battery Electric Vehicle）をいいます。
6. 「TOYOTA アカウント（旧 TOYOTA/LEXUS 共通 ID）」とは、当社が発行するアカウントをいいます。
7. 「トヨタコネクティッド」とは、トヨタコネクティッド株式会社をいいます。
8. 「レクサス販売店」とは、当社がレクサスブランドの車両の販売を許諾した販売店をいいます。
9. 「トヨタ販売店」とは、当社と提携している車両販売会社（トヨタ店・トヨペット店・カローラ店・ネッツ店・レクサス店など）をいいます。
10. 「提携事業者」とは、トヨタ販売店及び本アプリを通じてサービスやコンテンツを提供する事業者をいいます。
11. 「G-Link」とは、トヨタコネクティッド及び当社が提供する日本国内において提供されるレクサスブランドの自動車向け情報通信サービス「G-Link」をいいます。
12. 「レクサスオーナーズカード ID」とは、レクサスブランドの自動車を購入した所有者のうちレクサス

販売店で新車又は CPO を購入された方を対象に、当社からレクサス販売店を通じて発行され独自の ID をもつカード名称です。

13. 「アカウント連携」とは、TOYOTA アカウントにレクサスオーナーズカード ID を紐付けるための登録を行うことをいいます。
14. My LEXUS（アプリ）とは当社が提供する G-Link の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。アプリケーションに対応するスマートフォンは Google Play 又は App Store の対応機種情報をご確認ください。
15. 「moviLink」とは、トヨタコネクティッドが提供するスマートフォン向けナビゲーション情報通信サービスをいいます。

第3条　（本プログラムのサービス内容）

1. 本プログラムは、以下の各サービスから構成されます。各サービスの概要及びご利用条件は第 2 項乃至第 8 項に規定します。
   (1) レクサス充電ステーション予約
   (2) レクサスエクスペリエンス
   (3) ルート検索（moviLink 利用）
   (4) 普通充電器設置支援
   (5) レクサスバッテリー3R プログラム
   (6) BEV コンシェルジュ
   (7) レクサス販売店充電

2. レクサス充電ステーション予約
   (1) 概要
   LEP 対象者向け充電ステーションの予約サービスをご利用いただけます。レクサス充電ステーションは、当社とトヨタコネクティッドが運営・提供します。充電ステーションのご利用に係る費用（基本料金、充電料金）は、お客様にご負担いただきます。なお、プログラム詳細はレクサス充電ステーション予約利用規約をご確認ください。
   (2) ご利用条件
   以下の条件をすべて満たす方がご利用いただけます。
   ① レクサス販売店で対象車両を新車又は CPO で購入又はリース契約していること
   ② My LEXUS（アプリ）のダウンロード、アカウント連携、G-Link 及び G-Link オプション「レクサス充電ステーション予約」のお申込み、並びにクレジットカード登録手続きをすべて完了していること
   ③ 別途当社とトヨタコネクティッドが定める G-Link 利用規約及びレクサス充電ステーション予約利用規約（以下、併せて「G-Link 等利用規約」といいます）に同意のうえご利用いただけること。レクサス充電サービス予約のご利用にあたっては、本規約のほか G-Link 等利用規約が適用されるものとします。本規約の定めが、G-Link 等利用規約の定めと異なる場合には、G-Link 等利用規約の定めが優先されるものとします。
   ※G-Link 等利用規約（https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/）

3. レクサスエクスペリエンス

(1) 概要

充電中のサービスやレクサスらしい体験をご案内いたします。レクサス公式ウェブサイト内申込フォームに必要情報を入力いただき、LEP 対象者であると事務局に判断されたお客様は旅等体験サービスをご予約いただけます。体験サービス等の代金は、申込時に当社又は代理店にお支払いいただきます。

(2) ご利用条件

以下の条件をすべて満たす方がご利用いただけます。

① レクサス販売店で対象車両を新車又は CPO で購入又はリース契約していること
② 別途当社が定めるレクサスエクスペリエンス利用規約に同意のうえご利用いただけること
③ 別途代理店が定める約款に同意のうえご利用いただけること

4. ルート検索（moviLink での航続可能距離による充電施設案内）

(1) 概要

moviLink により、目的地に航続可能距離（充電残量）では到達できない際、メーター情報による航続可能距離を算出しルート沿いの充電施設を提案いたします。

(2) ご利用条件

以下の条件をすべて満たす方がご利用いただけます。

① レクサス販売店で対象車両を新車又は CPO で購入又はリース契約していること
② My LEXUS（アプリ）をダウンロードし、ご利用いただける状態であること
③ 別途トヨタコネクティッドが定める moviLink 利用規約に同意のうえご利用いただけるとこと。ルート検索ご利用にあたっては、本規約のほか moviLink 利用規約が適用されるものとします。本規約の定めが、moviLink 利用規約の定めと異なる場合には、moviLink 利用規約の定めが優先されるものとします。
※moviLink 利用規約（https://api01.nt.cmn.cmnhn.tlbsapp.com/tlbsapp-stage01/term/tcsn_term.html）

5. 普通充電器設置支援

(1) 概要

対象期間内に対象車両をご購入いただいたお客様に対して、普通充電器本体と設置工事（基本工事部分）を無償で付帯いたします。なお、設置工事は当社指定会社にお申込みいただきます。

［対象期間］

2023 年 3 月 30 日から（終了時期未定）

［支援内容］

・普通充電器本体 1 基
・デマンドコントローラー（2025 年 12 月 24 日以降に発売する対象車両に限ります）
・普通充電器設置工事（基本工事部分）

［注意事項］

普通充電器設置支援のご利用にあたって、以下の点にご注意ください。

① 対象期間、支援内容は予告なく変更される場合がございます。

② 無償対象の基本工事部分とは、壁面穴あけ加工及び分電盤から充電器設置位置までが 10m 以内の配線となる工事です。基本工事部分を超える追加工事が発生した場合、差額分はお客様のご負担となります。

③ 充電器の設置に伴い、電力契約の見直しが必要になる場合があります。

④ 充電器設置後に対象車両のご購入又はリース申込みをキャンセルされた場合、充電器本体及び基本工事費用は全額お客様のご負担となります。

⑤ 設置工事会社は当社指定会社以外選択できません。

⑥ お住いの状況によって充電器の取り付けが困難な場合は、支援を受けられない場合がございます。

⑦ 2025 年 12 月 23 日以前に発売された対象車両については、充電器と設置工事を合わせての提供となり、充電器本体のみはご提供しておりません。2025 年 12 月 24 日以降に発売された対象車両については、当社指定会社以外に普通充電器設置工事を依頼する場合、充電器のみのご提供とさせていただきます。なお、当社指定会社以外に普通充電器設置工事を依頼する場合の当該設置工事にかかる費用は、お客様のご負担となります。

⑧ 普通充電器設置工事の申込期間は、対象車両を契約された時からご納車されるまでとなります。申込期間を経過した場合、本サービスはご利用いただけません。

⑨ 普通充電器設置工事の申込完了後、設置工事の実施に向けて当社指定会社からお客様にご連絡させていただきます。申込完了後、６か月以上お客様との連絡が取れない等の設置工事の実施が困難な事情がある場合、本サービスをご利用いただけない可能性があります。

(2) ご利用条件

以下の条件をすべて満たす方がご利用いただけます。

① レクサス販売店で対象期間内に対象車両を新車で購入又はリース契約していること

② 対象車両を契約してからご納車される前までに、別途当社指定会社が定める、専用申し込みサイトから申請手続きを行うこと

6. レクサスバッテリー3R プログラム

(1) 概要

対象期間内に対象車両をレクサス販売店にて以下の対象のいずれかにて引き取りさせていただいた場合、以下の金額を買取り金額に加えてお支払いいたします。なお、対象車両をご購入いただいた販売店以外のレクサス販売店に下取りに出していただく場合も対象となります。

［対象］

レクサス販売店における対象車両の下取り・買取り・割賦契約における返却

※ただし、リース契約車両は対象外とします。

［対象期間］

2023 年 3 月 30 日以降の下取り・買取り・割賦契約における返却

かつ車両登録日が 2025 年 12 月 31 日まで

［支払い期限］
新車初度登録月より 10 年以内の車両引取り

［支払い金額］
新車で購入いただいた対象車両の場合：20 万円
CPO で購入いただいた対象車両の場合：10 万円

［全損車両の扱い］
全損車両（損傷が著しい対象車両を指します）についてもレクサスバッテリー3R プログラムの対象となります。ただし、損害保険会社その他の業者が引き取った対象車両については対象外となります。

(2) ご利用条件
以下の条件をすべて満たす方がご利用いただけます。
① レクサス販売店で対象車両を新車又は CPO で購入していること（使用者名義が変更された場合、新車付帯サービスの継承をもって対象となります）
② 対象期間内に対象車両をレクサス販売店において下取り・買取り・割賦契約における返却にて引き取ること

7. BEV コンシェルジュ
(1) 概要
全国のレクサス販売店に配置する BEV コンシェルジュにて BEV に関する相談を受け付けます。また、BEV に関する FAQ も提供いたします。

(2) ご利用条件
どなたでもご利用いただけます。

8. レクサス販売店充電
(1) 概要
全国のレクサス販売店に設置する充電器をご利用いただけます。

(2) ご利用条件
BEV をご利用の方のみご利用いただけます。ただし、一部車種はご利用できません。なお、充電器のご利用に係る費用（充電器利用料金、駐車場利用料等）はお客様のご負担となります。

第4条　（個人情報の取扱い）
1. 当社は、本プログラムを通じて取得する利用者の個人情報を、MY LEXUS 規約、G-Link 規約、当社の「個人情報の取扱いについて」（ https://lexus.jp/privacy_policy/ ）及び個人情報保護法その他関連法令に従って、適切に取り扱います。
2. トヨタコネクティッドは、本プログラム（レクサス充電ステーション予約及びルート検索に限ります）を通じて取得する利用者の個人情報を、G-Link 等利用規約、moviLink 利用規約に定めるほか、トヨタ

コネクティッドの個人情報保護指針（ https://toyotaconnected.co.jp/privacy/ ）及び個人情報保護法その他関連法令に従って、適切に取り扱います。

第5条　（個人情報の利用）

1. 当社及びトヨタコネクティッドは、本プログラムを通じて以下の利用者の個人情報（以下「本件個人情報」といいます。）を取得します。
   (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、E メールアドレス、車両登録番号、位置情報、走行距離、本プログラム内のサービス利用実績）
2. 当社及びトヨタコネクティッドは、本件個人情報を、MY LEXUS 利用規約第 6 条、G-Link 利用規約第 14 条及び moviLink 利用規約第 27 条に定める利用目的に加え、以下の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。
   (1) 第 3 条に定めるサービスを利用者に提供するため
   (2) 第 3 条に定めるサービスの研究開発・品質向上のため
   (3) 本プログラム内のサービス利用状況に応じた各種情報のご案内のため
   (4) その他上記に付随する行為

第6条　（個人情報の第三者提供）

1. 当社は、前条の定めに従って取得した本件個人情報を、MY LEXUS 規約第 7 条、G-Link 利用規約第 15 条及び第 16 条並びに moviLink 利用規約第 27 条に定める第三者提供に加え、本プログラムにおける利用者又は権限受領者からの申し出やご指摘に対する対応に必要な範囲で、トヨタコネクティッド又は提携事業者へ利用者又は権限受領者の本件個人情報を口頭、書面又は電子データで提供する場合があります。なお、本プログラム利用者は予めこれに同意し、権限受領者の同意を取得するものとします。
2. 当社は、前条の定めに従って取得した本件個人情報を、本プログラムにおける利用者又は権限受領者からの申し出やご指摘に対する対応に必要な範囲で、当社又は提携事業者へ利用者又は権限受領者の本件個人情報を口頭、書面又は電子データで提供する場合があります。なお、本プログラム利用者は予めこれに同意し、権限受領者の同意を取得するものとします。

第7条　（使用時の注意事項）

利用者は、本プログラムを利用するにあたり、利用者の安全のために以下の事項に注意するものとします。

(1) 車両の運転中又は歩行中の端末操作や画面の注視は大変危険を伴い、道路交通法その他の法令に違反する可能性があるため、本プログラムの利用は、必ず安全な場所に止まってから行うこと
(2) 本プログラムが提供する情報は参考情報であること、また、必ずしも最適なものになるとは限らないことを認識し、常に実際の歩道や道路の状況、道路標識、道路標示、及び、その他の交通規制や交通ルールを優先すること
(3) 前項の理由から、本プログラムを利用して消防、警察又は救急医療施設等への誘導をしないこと

第8条　（意見等の取扱い）

当社及びトヨタコネクティッドは、お問い合せ窓口を通じて利用者より提供された本プログラムに関する意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を、本プログラムの品質向上のために利用します。利用者は、当社及びトヨタコネクティッドに対して意見等の提供をした場合、当社及びトヨタコネクティッドに対し、これら意見等（意見等に含まれる利用者のアイディアや、著作権その他の知的財産権を含みます。）を、無償かつ

非独占的に、使用方法・態様を問わず、原形のまま若しくは改変したうえで利用する一切の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）を、期限及び地域の制限なく許諾したものとみなし、利用者は、著作者人格権を行使しないものとします。

第9条　（禁止事項）

利用者は、本プログラムを利用するにあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

(1) 他者のアカウント（TOYOTA アカウント及びレクサスオーナーズカード ID を含みます。）を不正に取得又は利用する行為
(2) 当社又は第三者（本プログラムを通じてコンテンツを提供する提携事業者を含みます。以下、同様です。）の知的財産権を侵害する行為
(3) 当社又は第三者の財産・権利・プライバシーを侵害する行為
(4) 当社又は第三者の名誉・信用を毀損する行為
(5) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
(6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は書き込む行為
(7) 国内外のネットワークを経由して通信を行う場合には、経由する国内外のネットワークの規則に反する行為
(8) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
(9) 本プログラムを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
(10) 本プログラムの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
(11) 本プログラムを、他のプログラム、サービスと組み合わせて利用する行為（本プログラムの特定の個別サービスを除きます。）
(12) 本プログラムに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
(13) 本プログラムの運営を妨げ、又はそのおそれのある行為
(14) 法令又は公序良俗に違反する行為
(15) 本規約等の定めに違反する行為
(16) その他当社が不適切と判断する行為

第10条　（利用の停止・終了）

当社は、利用者が次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本プログラムの全部又は一部の利用を停止又は終了させることができるものとします。また、これにより利用者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 本プログラムの対象の資格を失った場合
(2) 利用者が本プログラム内で本プログラムの利用停止手続きを行った場合
(3) TOYOTA アカウントを退会又は登録を抹消された場合
(4) トヨタコネクティッドとの G-Link の契約が全て解除、解約又は終了した場合（権限受領者）
(5) TOYOTA アカウントとレクサスオーナーズカード ID との連携を全て解除した場合
(6) 権限受領者において、G-Link の契約者からリモートサービスのシェアが全て解除された場合
(7) 反社会的勢力に該当する場合、又は反社会的勢力と関係を有する場合
(8) 本規約の定めに違反した場合
(9) その他当社が利用者として不適当と判断した場合

第11条　（本規約の変更）

1. 当社は、レクサス公式ウェブサイト内での表示その他当社が適切と認める方法により本規約の変更を利用者に周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生日及び内容を本プログラムでの表示によって周知するものとし、効力発生日より変更の効力が生じるものとします。
3. 利用者は、本規約の変更の効力発生日以降に本プログラムを利用したときは、変更後の本規約に同意したものとみなされます。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

第12条　（損害賠償）

1. 本プログラムにおいて、当社の故意又は重大な過失その他に起因して、当社が利用者に対して法的に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償の範囲は、その原因を問わず、利用者に直接かつ現実に発生した通常の損害に限られるものとし、逸失利益、間接損害、派生的損害、又は特別損害について一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が本プログラムの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担をもって解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。
3. 利用者が本規約等に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社が当該利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第13条　（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。
2. 利用者と当社との間で本規約等又は本プログラム等に関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とします。

2023 年 3 月 30 日制定